

公益財団法人深田地質研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人深田地質研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地質学や地球物理学等を基盤とする総合地球科学の研究、及び環境、防災、建設等社会発展に係る科学・技術の研究、ならびにそれらの融合的な研究を進めることにより、複合的な地球システムへの理解を増進し、その研究等の活動を継承する専門家の教育・人材育成及び研究助成活動を行うとともに広範な国際交流を通して、これらの先進的成果を社会に広く普及せしめ、もって社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 複合的地球システム及びその社会とのかかわりに関する研究
- (2) 複合的地球システム及びその社会とのかかわりに関する研究成果の普及ならびに先導的適用
- (3) 複合的地球システム及びその社会とのかかわりに関する研究に携わる専門家の育成と教育
- (4) 複合的地球システム及びその社会とのかかわりに関する研究等への助成ならびに顕彰
- (5) その他、目的を達成するため必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産については、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第 11 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(保有株式に係る議決権)

第 12 条 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(会計原則等)

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程、その他規程によるものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第 14 条 この法人に、評議員 7 名以上 15 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任および解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号または第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の

1名以上が出席し、かつ、賛成することを要する。

7 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者または3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第6号の規定の適用を受けるものをいう）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

(3) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

8 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

9 評議員会長は、評議員会の決議によって選任する。

10 評議員会長は、評議員会の議長を務める。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員

会の終結の時までとする

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任した者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事、監事及び評議員の報酬等ならびに費用に関する規程
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書、財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の

3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的な記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、これに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員等

(役員の設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち4名以内を代表理事とし、代表理事より1名を理事長とする。理事長以外の代表理事より1名を副理事長とすることができ、2名以内を専務理事とすることができる。代表理事以外の理事のうち2名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に定める業務を執行する理事とする。

(役員の選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事のうち 1 名については本法人の理事又は使用人でなく、かつ、その就任前 10 年間は本法人の業務執行理事または使用人であったことがない者あるいは内閣府令で定める者を選任する。

3 監事については、公益法人の会計制度に関する専門的知識を有するものとし、かつ、本法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任前 10 年間は本法人の業務執行理事または使用人であったことがない者あるいは内閣府令で定める者を選任する。

4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各理事について、次のイからへに該当する理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該理事及びその配偶者または 3 親等内の親族

ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人または同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 6 号の規定の適用を受けるものをいう）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

6 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

- 7 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）ならびにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長が欠けたときまたは理事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長が欠けたときまたは理事長及び副理事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員又はこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 3 項第 1 号に規定する親族等）に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

（監事の職務及び権限）

第 30 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- （1） 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- （2） この法人の業務及び財産の状況を監査すること、ならびに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- （3） 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- （4） 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認められるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- （5） 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- （6） 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- （7） 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- （8） その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程に

よる。

（役員の任期）

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 32 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1） 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

（2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員に対する報酬等）

第 33 条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第 34 条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（名誉会長、会長及び顧問）

第 35 条 この法人に任意の機関として名誉会長、会長及び顧問 10 名以内を置くことができる。

2 名誉会長、会長及び顧問は、学識経験者またはこの法人の功労者のうちから理事会が任期を定めたいうで選任する。

3 名誉会長、会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、名誉会長、会長及び顧問に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（名誉会長、会長及び顧問の職務）

第 36 条 名誉会長及び会長は、理事長の求めに応じ、理事長に対し、意見を述べることができる。顧問は、理事長の提起する問題に関して見解を述べることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第 39 条 理事会は、年 4 回開催するほか理事長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第 40 条 理事会は、理事長が招集するものとする。ただし、第 30 条第 1 項第 5 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、第 29 条第 2 項の規定に基づき代行理事が理事会を招集する。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 資金の長期借入
- (2) 基本財産を除く重要な財産の処分又は除外の承認
- (3) この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権の行使

(決議の省略)

第 43 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、そ

の提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 44 条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事および監事は、これに記名押印する。

(理事会運営規則)

第 46 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 47 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会等規程による。

第 9 章 会員

(会員)

第 48 条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人または団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める会員に関する規程による。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業及び第 15 条に規定する評議員の選任及び解任についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に係る変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 50 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 52 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日または当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 53 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国もしくは地方公共団体または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 11 章 情報公開

(情報公開)

第 54 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 変更後の定款は平成 26 年 6 月 26 日から施行する。
- 2 変更後の定款は令和 8 年 6 月 25 日から施行する。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等	備考
土地	東京都文京区本駒込 2 丁目 13 番 12 号 1086m ²	
投資有価証券 (応用地質株式)	20,000 株	平成 4 年 12 月 21 日及び平成 11 年 12 月 14 日の寄贈分
投資有価証券 (応用地質株式)	10,203 株	上記 2 万株の株式分割による取得分
投資有価証券 (応用地質株式)	600,000 株	平成 23 年 9 月 29 日寄贈分